

(続紙 1)

京都大学	博士 (法学)	氏名	林 尚儒
論文題目	営業秘密侵害罪について		
(論文内容の要旨)			
<p>日本では、2003年に不正競争防止法中に営業秘密侵害罪が創設されて以来、数次の法改正があったが、それらは必ずしも理論的・実務的に確たる基盤を有していなかった。本論文は、営業秘密侵害罪に関する数か国の法制度・立法状況を俯瞰した上で、本罪の保護法益、法制度上の位置づけ、行為態様、内部告発行為の可罰性、法定刑等を検討し、あるべき刑事規制を具体化する視角を得ようとする理論的研究である。</p> <p>第1章「はじめに」では、問題提起として、技術や経済活動の進展による変化をふまえるべき営業秘密保護の領域において、立法および実務の歴史的経緯の理解とともに、将来の法制度設計に向けた視角を設定する理論的分析が重要であることが述べられる。</p> <p>第2章「日本における営業秘密の刑事的保護の現状」は、産業スパイ事案の発生と窃盗罪・業務上横領罪・背任罪を中心とする刑法の財産犯処罰規定による対処、1974年の改正刑法草案等における営業秘密侵害罪創設の提案とその後の学界の議論、2003年の不正競争防止法改正による罰則の導入およびその後の改正の経緯を詳述し、世界で米国に次ぎ広く重い処罰規定が実現していることを明らかにする。</p> <p>第3章「各国における営業秘密の刑事的保護の現状」では、まず、1994年のTRIPS協定や2016年のEU指令を始めとする国際的なイニシアチブにより、各国法での営業秘密保護強化の流れが形成されたことが述べられる。米国では歴史的に州法の下で営業秘密の民事的保護が図られ、1979年の模範営業秘密法が影響力を持った。連邦法では、連邦盗品法と通信詐欺罪を通じた対応があったが、1996年の経済スパイ法で決定的に重要な罰則が設けられ、2016の営業秘密保護法でも民事手続による保護が強化されている。日本の立法に直接的に影響したドイツ法では、1896年の不正競争防止法に営業秘密侵害罪が置かれていたところ、EU指令を受け、2019年に営業秘密保護法が新たに成立した。同法の罰則は民事保護規定の対象を引用するが、営業秘密侵害罪の体系的理解が変化している。すなわち、旧法の第1行為類型は不正開示罪であったが、新法では不正取得罪が取って代わった。また、ドイツ法・日本法の影響を受けている台湾法では、財産犯処罰規定による対処のほか、1935年以来、刑法典に工商秘密漏示罪があり、特別法として1991年の公平交易法が営業秘密の不正取得行為に対し間接罰規定を持っていた。だが、これらの拡張的適用でもなお不十分な領域があり、2013年に公平交易法の改正で営業秘密侵害罪の直罰規定が導入されるに至った。</p> <p>第4章「営業秘密侵害罪の再構成」は、これらの経緯をふまえ、かつ、今後さらに発生予想される営業秘密ないしその他の財産的価値ある情報の侵害行為に対処する必要性を視野に入れて、営業秘密侵害罪のあるべき内容と形態とが検討される。</p> <p>まず、保護法益に関しては、保有者の財産的利益という個人的法益と、公正な競争秩序という社会的法益との双方に対する侵害または危険が必要とされるべきである。</p>			

すなわち、一方で、私的自治の原則からすれば、営業秘密の保有者が契約によってこれを他人に提供することは自由であり、それは海外への情報の移転でも同様であるから、意思に反する財産侵害の危険のない場合には犯罪性は否定されるべきである。他方で、営業秘密保有者の意思に反して情報が移転した場合でも、経済秩序への不公正な影響が考えられなければ、やはり処罰を否定すべきである。具体的には、内部告発者や報道機関の行為の保護を考慮する必要がある。

行為態様の規定方法につき、立法論としては、財産犯の「財物」に匹敵するものとして営業秘密を客体とするのであれば、取得・領得行為が犯罪類型の基点となる。取得・領得・開示行為の可罰性は主として営業秘密の希少価値の減少により、また、使用行為の可罰性は主として公正な競争秩序を害する危険の現実化により、それぞれ基礎づけられる。このモデルでは使用行為には独自の可罰性がなく、営業秘密侵害品譲渡等罪が使用を伴う場合にその加重類型として理解される。

法定刑につき、営業秘密には、特許のような社会への還元が要請されないため、特許権と同等の保護は必要なく、また犯罪収益の没収・追徴制度が設けられたことから、日本の現行法の懲役刑の10年という上限には再考の余地がある。

第5章「おわりに」では、以上の考察をまとめた上で、さらなる検討課題が挙げられる。情報の有用性自体からは独立の「秘密管理性」要件と、背任類型での「営業秘密保有者から示された者」の解釈は未解決の問題を含む。不正競争防止法2018年改正は新たに、内容が秘密ではない「限定提供データ」の民事的保護を導入した。その侵害も将来刑事罰の対象となる可能性は十分考えられるが、本論文の見地からは、財産的価値ある情報を網羅的に刑事的保護の対象にすべきではないこと、また処罰範囲の明確化が問題となることが指摘できる。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、営業秘密の刑事的保護に関する日本、米国、ドイツ、台湾の立法・実務の歴史を分析した上で、営業秘密侵害罪の保護法益、行為態様、制裁内容等を検討して、あるべき立法上の視角を提言するものである。近年の情報技術や事業形態の発展は目まぐるしく、営業秘密保護にかかる各国の法制度も常に流動的である。日本では、2003年の営業秘密侵害罪導入時には、主にドイツ法を参照した理論的検討により、慎重な議論がなされたものの、その後の法改正での処罰範囲の拡大・厳罰化の過程では、経済界の一部の要請が政治的に重視され、理論的検討はほぼ放棄された状態に至っていた。この間の関連文献も立案担当者らによる解説が主体であり、外国法の状況も十分に検討されていなかった。本論文はこれらの欠缺を埋める研究成果であり、主として日本法を念頭に置きつつも、汎用性のある解釈・立法論としての意義を有する。各国法の検討ではドイツの2019年新法を一早く分析し、最新の貴重な研究といえるとともに、渉外弁護士出身の著者が英語のみならずドイツ語の文献も素早く読みこなす力も示されている。本研究によって、出身の台湾の立法政策への貢献も期待できる。

具体的な提言として、情報の財産的価値という個人的法益と、公正な競争秩序という社会的法益の双方が侵害ないし危殆化されなければ犯罪が成立しないとする解釈論によって、内部告発や取材・報道の自由の保護が図られており、学説上批判の多い、情報の海外移転の場合の加重処罰の問題性も明確化された。他の犯罪類型とのバランスや諸制裁の組み合わせによる規制の実効性の観点から、現行法の是正すべき面も指摘されている。さらに、「限定提供データ」など、営業秘密ではないが財産的価値のある情報を新たに保護対象とする将来の可能性や問題点も検討されている。

もっとも、特許との比較による法定刑の分析は、均衡論としての説得力を有するものの、特許法の罰則自体の合理性を検討されていない問題がある。また、犯罪収益の剥奪は日本でわずかな特別法にしか設けられておらず、情報の財産的価値を保護する制裁体系に関してはより広い射程の議論もできたのではないかと思われる。

しかし、こうした不十分な点は、今後のさらなる研究によって解決できる余地の見込まれる課題といえるものであり、本論文自体の理論的基盤や調査・分析結果の価値を損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、令和2年1月28日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降